

「知的財産推進計画2016」の策定に向けた意見

- ・法人・団体名（ふりがな）：一般社団法人日本知的財産協会
(いっぱんしゃだんほうじんにほんちてきざいさんきょうかい)
- ・担当者所属：事務局
- ・担当者氏名：事務局長 西尾 信彦
- ・住所： (〒100-0004)
- ・電話番号：03-5205-3432
- ・ファックス番号：03-5205-3397
- ・電子メール：nishio@jipa.or.jp
- ・意見：

《要旨》

現在、貴事務局により去る1月4日より開始されました掲題「知的財産推進計画2016」策定に向けた意見募集に関して、当協会が課題として認識している事項を含めて、下記のとおり意見を申し述べます。

つきましては、知的財産推進計画2016の策定に当協会意見をご配慮頂きたく、よろしくお願い申し上げます。



15 日知専第 27 号

2016 年 1 月 29 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

一般社団法人 日本知的財産協会
理事長 亀井 正博



「知的財産推進計画 2016」の策定に向けた意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

現在、貴事務局により去る 1 月 4 日より開始されました掲題「知的財産推進計画 2016」策定に向けた意見募集に関して、当協会が課題として認識している事項を含めて、下記のとおり意見を申し述べます。

つきましては、知的財産推進計画策定に当協会意見をご配慮頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

〔目 次〕

I. 「知的財産推進計画 2015」について見直すべき点について

【政府重点 3 本柱】関係

1. 地方における知財活動の推進
2. 知財紛争処理システムの活性化

【重要 8 施策】関係

1. 世界最速・最高品質の審査体制の実現
 - 1) 特許審査体制の整備・強化について
 - 2) 意匠制度・運用の見直しと国際連携
 - 3) 商標制度に関する悪意の商標出願への対抗環境整備
2. 新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護の強化
3. デジタル・ネットワークの発展に対応した法制度等の基盤整備
4. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化について
5. 国際的な知的財産の保護及び協力の推進
 - (1) 経済連携交渉の知財関係章及び体制について
 - (2) 経済連携協定交渉における模倣品・海賊版対策について
 - (3) 途上国への技術移転に関する支援について
 - (4) 意匠関係 ASEAN 諸国への審査支援について



- (5) 商標関係 TPP 批准に向けた法整備、ASEAN 地区等への体制支援について
- (6) 著作権関係 TPP 批准に向けた法整備、国境を越えた侵害行為への対応について
- (7) 営業秘密保護関係の経済連携交渉での国際的な強化について

8. 知財人材の戦略的な育成・活用

II. 新たに盛り込むべき政策事項

- 1. 商標関係 アンブッシュマーケティング行為の抑止・排除体制の強化
- 2. 医薬分野に関する特許法整備について
- 3. 生物多様性条約に関する知財関係体制整備について

[意見本文]

I. 「知的財産推進計画 2015」について見直すべき点について

【政府重点3本柱】関係

1. 地方における知財活動の推進

平成 27 年 11 月 30 日付の検証・評価・企画委員会（産業財産権分野（第 2 回））における『知的財産推進計画 2015』各施策に関する関係府省の主な取組状況の資料 6（特許庁説明資料②）及び資料 7（中小企業庁説明資料）によれば、知財総合支援窓口やよろず支援事業の相談・支援活動数は前年比よりも増加傾向にあり、その本来の目的は確実に進捗されているものと考えます。

一方で、このような相談窓口等は、地方中小企業の中でも意欲的、かつ活動的な中小経営トップに活用されているだけではなかったのかとも推察できます。今後も、地方における一層の知的財産の活動推進を図っていくためには、「窓口」と言う「待ち」から、今後は能動的に「押し出していく」姿勢（例えば、「巡回特許庁 in Kansai」）も必要かと考えます。そのため、今後はより多くの中小経営トップへの「アピール」の「場作り」や、必要に応じては「戸別の訪問」等も重要です。

また、未だ知的財産の活用について敷居の高い中小企業に対して、当該経営トップに、身近で、分かりやすく、知的財産を活用していきたいと思わせる「アピール」できるコンテンツが重要であり、知的財産を切り口にした中小企業の共通、かつ独特の課題、ニーズの調査、それらに立脚した知的財産を戦略的に活用した中小企業の、より多くの事例をコンテンツとするべきと考えます。

なお、相談窓口では企業の事業経験者等の優秀な人材も多いこととは思いますが、一方で各自の知識・経験等は限界もあり、周衆知を集めた議論、相談が重要です。

当協会では、会員企業からの課題、ニーズ、知財活用の情報を収集可能と言う立場、あるいは会員企業から周衆知を集めた運営・活動を行ってきた実績から、今後、首都圏以外の関西、東海、中国・四国・九州の一層の活動の充実を行っていただくに留まらず、更



にはそれ以外の地方での知財活用の活動推進も模索しております。ただ、この「場造り」には、物理的な開催場所の確保も重要であり、地方大学等での場の提供を要望する次第です。

また、地方における知財活動の推進は、インセンティブを与えることが必要と考えます。出願等各費用については、当該中小企業で知財活用が十分な効力を発揮するまで、減額ではなく免除を行うとともに、特に重要なのはその運用が維持年金を含め長期的に保証されることだと考えます。あるいは、中小の業種によっては、電機業界のように多くの特許権でなければ、知財活用を推進できない等の実態面を考慮し、工夫ある確実な支援をすべきです。

更に、川崎市の「大企業と中小企業の知的財産マッチング支援」の成功に見られるように、これらの活動を地方において一層展開していくには、大企業から中小企業へのライセンス・アウトを目的とした欧州の「ライセンス・オブ・ライト」制度や、中小企業に対して権利取得・活用を目的とした中小企業向けの思切った「パテント・ボックス」制度における各インセンティブを日本でも導入すべきです。

2. 知財紛争処理システムの活性化

知財紛争処理システムの改革は、日本の産業の発達に寄与するものであるべきであり、米国のパテントトロールに新たな市場を提供するようなシステムは、日本企業を疲弊させ、国際競争力の低下を招くだけで本末転倒です。各界から後述するような意見が出されていますが、いずれも産業界の観点では懸念のあるところです。

知財紛争処理システムを考える際にはパテントトロールによる影響も十分視野に入れた検討が国内産業発展のために必要であると考えます。

また、中国における知財訴訟の激増などは日本企業には脅威であり、日本の経営者の知財活用認識向上や知財司法関係者の能力向上も喫緊の課題で当協会も望むところであります。

知財紛争処理システムの活性化には、まずは、日本企業の経営層に知財活用の有用性の認識が必要であり、その上で、日本が知財紛争システムをガラパゴス化させずに知財紛争処理インフラを ASEAN など日本企業のビジネス国へ輸出が可能となるように国内制度、海外制度の調整の両面からビジネスの保護の有り様を検討することが重要です。いたずらに理論のみを先行させて制度のみ調整することは真の問題の解決にはならないと考えています。経営層の啓蒙・研修は、国や関係官公庁による支援が極めて重要と考えます。当協会の各種施策にご支援、協力いただきたくよろしくお願いします。

更に、国の各種支援の下で法曹界、産業界が一体となり研鑽を積むことができ、政策、



体制づくりは継続支援いただきたい。

例えば、「日本の知財法曹人の知財司法能力を高めること」に関しては、様々な方策及び、国として各省庁がなすべきことは多数あるかと考えます。日本弁護士会主催の「知的財産高等裁判所創立 10 周年記念シンポジウム」で行われたような複数先進国の知財訴訟関係者の意見交換やシンポジウムは日本の知財法曹界も大きな収穫があったと考えます。日本の裁判官や、知財弁護士に対してより一層多くの海外研修や意見交換を国の仕組みとして実践させたり、国の裁判所への費用補助等の支援で知財の海外係争に日本の法曹人材、判事や弁護士を多数、送り込んで実務を体験経験させたりすることで、知財司法能力を高めることが出来るものと思料いたします。

なお、各界からの意見に対する懸念は以下の通りです。

訴訟件数が少なく、勝訴率も低いから知財が活用できず、ひいては知財が産業発達に十分貢献できていないとの意見がありますが論理は短絡的です。実質勝訴に値する和解を勧谿すれば、原告である特許権者の権利主張が認められたケースは 4～5 割に達するとの報告もあります。むしろ、日本の知財訴訟は信頼性が高い、判決の予見性も高いので係争が少ないというような統計情報を積極的に世界の有識者に発信できるようにすべきです。特許侵害訴訟は権利活用の一手段に過ぎません。予見性が高いからこそ当事者間の交渉で解決する傾向の強い業界もあります。他方、故意侵害者等、交渉による解決が望めない場合は、裁判により公正な決定が速やかに下されることが望まれます。損害賠償額は侵害行為の規模に応じて算定されることからすれば、市場規模の異なる諸国間で損害賠償額の高低が生じるのは自然であり、侵害行為の実態や市場規模を考慮せず、単に損害賠償額の高低を問題視するのは危険です。

このように上記の懸念が当協会会員企業より挙がっているため、今後共、当協会の意見を十分聞き取って、企業の実態を把握していただきたい。

各論について、以下に当協会の意見の概要を記載します。

証拠収集手続きに関しては、現状の日本の制度でも、裁判官の裁量である程度の証拠開示は担保できていることで十分です。訴訟前証拠収集手続きは、民事訴訟法 132 条の 2 以下に規定されているので、まずはその活用を考えるべきと考えます。

権利の安定性強化に関しては、審査、審判、訴訟での有効性判断基準の統一が望まれるが、他方、審査の質向上のため権利化が遅れる弊害も考慮する必要があります。特許出願が登録になり、後から無効理由が見つかった場合に、無効化が困難となるような施策は避けるべきと考えます。

損害賠償額増額に関しては、訴訟のインセンティブ目的での懲罰賠償の導入はパテントトロールに悪用されかねません。



差止請求権に関しては、標準規格必須特許の権利者自らが（F）RAND宣言した場合は、そもそも差止請求は馴染みません。但し、実施者の不誠実さ・悪質さ等に鑑みて、差止請求権の行使を認めるべき事案は存在します。

情報公開、海外発信について、世界の規範となる知財訴訟システムを目指す過程での情報公開や海外発信には異論はありません。

知財司法アクセスに関しては、ICT活用を地方在住者に広報、利用推進いただきたい。

3. コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進

コンテンツの海外展開を促進する取組みに継続して賛同いたします。

また、当協会としては、コンテンツの制作・確保とともに、海外展開に向けたコンテンツ配信プラットフォームの構築を支援することも重要であると考えておりますので、引き続き検討していただくようお願い致します。

【重要8施策】関係

1. 世界最速・最高品質の審査体制の実現

1) 特許審査体制の整備・強化について

「世界最高品質」を掲げ審査の質向上へ向け実施している一連の取組に賛同いたします。

品質管理に際して、管理体制や手順等の構築を進めていることを歓迎します。特許審査は、出願1件1件が異なる仕事であり、審査結果の妥当性を定量化できるものでもないため、品質管理の方法は難しいものと考えますが、問題点・課題を常に抽出してPDCAをまわすことが肝要と考えます。特にそれを審査の現場単位（例えば審査室）で自律的に行われるような仕組みも重要であると考えます。また、1件1件の精査のみならず、現場単位で、先行技術調査や特許要件判断のブレが生じていないか、といった観点からも品質管理を行えば、全体の品質向上につながっていくと考えます。

審査基準が2015年10月に全面改訂され、記載要件の運用の適正化、判決動向を踏まえた進歩性判断手法の明確化、サーチ範囲の明確化、出願人とのコミュニケーションの強化などが行われたと理解しており、これらが現場の審査で徹底されることを期待しています。改訂が大規模であったので、現場の審査で反映されているかの点検をしていただきたい。

グローバルに権利取得・活用を図る企業としては、品質向上もグローバルレベルに行われ、それを日本特許庁がリードすることを今後も期待します。国際連携に関し、日米協働調査の開始を歓迎します。現在は審査結果の互いの共有にとどめているが、今後は、審査結果が異なる場合に積極的に審査官協議を行う（実質的な協働審査）などの品質向上に直接つながるアクション、また、審査結果が異なることの原因分析を行い集約することで制度調和の際の具体的な課題を抽出するようなアクションも加えていただきたい。さらに、協働調査の地域を拡げ、日本発の審査が世界標準になっていくよう検討していただきたい。

審査迅速化に関しては、目標（14か月）が達成されれば、早期審査制度により個々の案

件の事情にも柔軟にも対応できることも鑑みて、迅速化は十分に達成できていると考えます。

2) 意匠制度・運用の見直しと国際連携

a. デジタルアクセスサービスの利用などの手続きの簡素化について

『意匠制度の利用促進を図るため、図面提出の一部省略や優先権書類の電子的交換を可能とするデジタルアクセスサービスの利用などの手続きの簡素化等に向けた検討を行う』ことについては、検討を推進していただくことを希望いたします。一方で、日本の制度・運用の視点だけで図面提出の一部省略等の検討を行えば、各国制度とのバランスにおいて、却って手続きの利便性を損ない、日本への出願は行わないで外国に直接出願するなどして、日本の意匠制度の利用促進に繋がらない場合もあり得ますので、国際的な制度調和を視野に入れた検討が必要と考えます。

また、デジタルアクセスサービスの利用に関し、特許庁のシステム計画上、意匠のデジタルアクセスサービスに関する対応が実現するのが当面先になると、伺っております。

しかしながら、意匠の国際出願のメリットであるコスト削減のためには、デジタルアクセスサービスの利用が有効であり、国際出願の利便性を向上させることは、日本を指定する国際出願件数の増加に繋がるものと考えますので、意匠に関しても、早急に、デジタルアクセスサービスが利用できるよう、実装に向けて対応を推進していただきたいと考えます。

b. 意匠出願手続きの統一化及び簡素化について

WIPO における、意匠制度の国際調和の議論に当たり、手続きの簡素化はユーザーとして望ましいことでもあります。しかしながら、例えば、図面の開示についての考え方や、部分意匠に関する破線の扱い等、日本と欧米等で概念が根本的に異なるため、日本の制度下ではこれらの国とは同じ考え方を取ることが難しい点もあります。日本制度に基づき確保した権利が不利にならないよう、日本特許庁が積極的に議論に参加していただきたいと考えます。

3) 商標制度に関する悪意の商標出願への対抗環境整備

日本において特定の出願人による悪意の商標出願が年々増加しており、その影響を受け、正当な目的でビジネスを行う企業や自治体が商標の変更等を余儀なくされる事態が発生しています。企業等が事業に必要な商標権を速やかに取得でき、適切に行うことができる環境整備を早急にお願ひ致します。

経済のグローバル化が進み企業間の競争の国際化も進む中で、高い価値を有する国際的なブランドの確立及び保護を支える商標制度の重要性は益々大きくなってきています。企業等の事業展開を支援し、日本経済の活性化につなげるためには、まず日本において、自身の事業のために正当な目的で商標を使用するものが必要な商標権を速やかに取得でき、



安心して事業を行うことができる環境を整えることが不可欠です。

しかしながら、実態として、日本における悪意の商標出願、特に特定の個人やその個人が運営する企業名義による出願であって、他の企業や自治体の著名なブランド等を剽窃しあるいは先取りした出願が年々増加し、2014年以降だけでも既に2万件を超えています。上記特定人による出願のほとんどは手数料が未納であり、また出願却下がなされる前に分割出願を繰り返しており、先願主義を悪用し商標制度を濫用するものです。また出願商標が事業に使用されている形跡も見受けられず、このことから悪意が推察されます。

この影響により企業等は商標の変更を余儀なくされたり、事業の開始を遅らせたりせざるを得ない状況に追い込まれている実態があります。

なお、日米欧中韓による商標担当五庁(TM5)による会合を通じ、商標に関する様々な課題について議論し、対策を検討していますが、日本国特許庁は特に「悪意の商標出願」対策プロジェクトを担当し、その排除や適正な対応を推進しています(*1)。これ考慮しても、日本政府が率先して日本における悪意の商標出願を速やか且つ実効的に排除するルール作りに取り組むことが国際的にも期待されているものと考えられます。

以上より、上記特定人による出願のような悪意の出願を速やかに排除し、自身の事業のために商標を使用しようとする者が、必要な商標権を取得でき、安心して使用することができる環境整備をお願い致します。

(*1) https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/bad_faith_report.htm

2. 新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護の強化

(1) 新職務発明制度の導入について

職務発明制度に関する平成27年特許法改正並びに関係指針の制定には絶大なるご指導、ご尽力いただきありがとうございました。今後は、各企業内での制度見直しと制度の施行というフェーズとなりますが、制度改正検討時の調査結果でも明らかになったように各地方・中小企業などまだまだ多くの企業の制度知識は不十分であったことも明らかになったと考えます。国内全体が同改正の趣旨をもって運用して、国全体の産業が向上するよう、各地の相談窓口の活性化の支援の仕組み、指導など、よろしく願いいたします。

(2) 営業秘密保護の強化について

不正競争防止法の改訂に関して産業界の要望に対応いただき制度整備にご尽力いただきありがとうございました。昨年の不正競争防止法の一部を改正する法律により、立証責任を転換する規定が設けられましたが、当該規定の今後の運用状況に照らして、改正の趣旨である原告の立証負担の緩和などが図られているかについて慎重に検証していただきたい。また、「秘密情報の保護ハンドブック ～企業価値向上に向けて～ (案)」を策定検討いた

だいていますが、今後、企業における秘密情報の漏えい防止対策にかかる実務に資する情報発信が継続的になされることを期待いたします。

さらに、昨年1月28日に関係各省庁と、当協会を含む各産業団体の経営者層による保護強化に向けたハイレベルの官民フォーラムを企画していただき、決意表明をしていただきましたが、こうした取組みも如何に日本国国家が本件課題を重要視しているかという点を産業界の企業経営層に対して浸透させる重要な会議であると認識しております。

ハイレベルの官民会議も一過性でなく本年度も適切な時期に適宜計画ご検討頂きたく、よろしく願いいたします。

尚、今回の法改正に織り込まれていない準拠法・国際裁判管轄の整理等につきましては、引き続き議論を進めることを希望します。

最後に、営業秘密の防衛において、先使用権に係る議論も必要ではないかと考えています。使いやすい制度設計を目指して、通常実施権の範囲、立証項目、国際制度のハーモナイズ等について、議論頂けることを期待しています。

3. デジタル・ネットワークの発展に対応した法制度等の基盤整備

(1) 著作権法整備について

当協会としては、デジタル・ネットワーク時代における先端技術や、世の中のサービスのニーズに対応した著作権法制度の基盤整備が、引き続き重要な課題だと考えております。

現在、「知的財産戦略本部次世代知財システム検討委員会」や、「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」において、デジタル・ネットワーク時代における新しい先端技術やサービスニーズに対応した権利制限規定の見直しや権利許諾スキームの構築等に関する検討が進められていますが、海外諸国においても同様の取り組みが進められていることを踏まえ、権利保護と利用のバランスや創作者のモチベーションに配慮した健全なイノベーション創出環境を構築する、という観点から、わが国においてもこのような取り組みが迅速な制度改正につながるよう、引き続き力を入れて対応していただきたいと思います。

特に、「柔軟な権利制限規定」の導入については、この10年来議論が続いているテーマであり、これまでの法改正等だけでは十分に対応できていない部分について、社会全体で利益を享受できるようにするためのより良い制度を構築する、という観点から、従来の権利者・事業者間の対立構造を乗り越え、早急に具体的な成果として新しい制度の形を示していただく必要があります。

先述した検討委員会等においても、権利者の利益に十分配慮しつつ、時代の変化に対応できる適切な柔軟性を備えた新たな権利制限規定を設ける必要がある、という認識の下、「利用行為の性質・態様」や「利用行為の目的・公共性等に基づく社会的要請」を考慮要素とする考え方が提示され、議論されているところですので、これまで議論されてきた他



のタイプの柔軟な権利制限規定（一般規定等）や、拡大集中許諾制度の創設といった他の政策の選択肢と合わせて検討していただき、著作物の種類や利用場面ごとに、権利者・利用者の双方が最大限のメリットを享受できるような制度設計がなされるよう、より踏み込んだ検討をお願いできればと考えております。

また「持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備」に向けて、創作のインセンティブを促進するための方策を積極的に検討すべきであると考えていますが、その制度設計を行うにあたっては、著作権者や集中管理団体等が著作物の利用許諾を円滑に行うことができ、著作物の利用実績に応じた確、かつ効率的に著作権者が利益を得られる、または集中管理団体等を通じて著作権者に配分される仕組みを作ることを、まず優先して進めるべきだと考えております。

そして、現行の私的録音録画補償金制度や、それに類する一律広範な補償金制度等を用いることについては、これらの制度を維持、構築するための社会的コストや、他の方法と比較した場合の著作権者間での公平感、といった点も考慮した上で、慎重に検討すべきだと考えます。

なお、時代に対応した法制度等の基盤整備、という観点から、現在は司法の場における個別的事実認定の問題にとどまっているデジタル・ネットワーク環境下における複製主体性の判断枠組みに関し、良質なサービスを提供する事業者が不意打ち的に侵害主体とされる可能性を排除できる程度の明確な枠組みを立法により設ける、ということについても、上記の取組みと平行してご検討いただければ幸いです。

また、現在では、プログラムやドキュメントを自動生成するためのソフトウェアの開発が積極的に行われるようになってきているほか、IoT（Internet of Things）技術を用いて各機器が一定の目的をもって様々なデータを組み合わせることで情報を生成し、データベースを構築したり、進化した人工知能技術により、メールへの自動返信や多言語翻訳など、単なる情報の組み合わせを超えて文章を自動生成したりすることもできるようになりつつあります。

このような状況を踏まえ、人手を介さずに「自動で生成された成果物」の権利の扱いや法的保護のあり方に関して、改めて検討がなされることを望みます。

（2）意匠法の整備について

画像デザインの意匠法による保護に関し、昨今、急速に、製品態様が、ハード中心からソフト中心に変化しているとともに、ネットワーク上のサービスが継続して拡大しており、現行の知的財産法の下での権利保護は、このような環境変化に対応出来ていないと考えます。

また、多様なビジネス形態が創出されている状況から、新しい産業の創出環境に対応した保護の仕組みは、法域に固執した検討では限界があると思料し、保護制度のあり方に関しては、法域の壁なき議論を行うことも必要であると考えます。ビジネス環境は急速に変化していることから、早急に検討を行い、必要な法システムの整備を推進していただき



たいと考えます。

4. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化について

貴重な文化資産をアーカイブ化して後世まで残すことは、官民を問わず行う意義があることだと考えております。そのような観点から、現在の著作権法で、権利制限規定の対象となっている図書館等以外の施設（業界団体が設立する資料館等）についても、「資料の保存のため必要がある場合」の複製を容易に行えるようにするために、権利制限の対象となる複製主体の拡充（主体の追加、政令で定める手続きの緩和等）を、ご検討いただければ幸いです。

また、権利者不明著作物の利用に関して、裁定制度の手续見直しが数次にわたって進められていることは評価できるものと考えておりますが、TPP著作権条項への対応に伴って著作権の保護期間が延長される見通しとなっていること等も踏まえ、世の中の人々の権利者不明著作物へのアクセス機会を確保しやすくするような仕組みを、引き続き検討していただくようお願い致します。

5. 国際的な知的財産の保護及び協力の推進

(1) 経済連携交渉の知財関係章及び体制について

経済連携協定は、日本企業の対外投資を活性化するための広範な国際経済ルールを作り、各国でそれが確実に実現されていくことに意義があります。TPP協定の大筋合意内容を踏まえ、政府には、我が国の知的財産制度の整備と実効的な法執行の確保を進めるだけでなく、各国における知的財産制度の整備と実効的な法執行のための制度・機関等の整備に対しても、例えば我が国からも人材の派遣を継続・強化する等の、積極的な関与をするべきと考えます。

また、TPP協定で実現したTRIPs協定を超えるハイレベルのルール、更には、TPP協定でも充分に実現できなかったルールが、今後締結する他の自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等の二国間・多国間協定に実現するよう、引き続き産業界の意見を踏まえながら、主導的に協定締結に向けて各国への働きかけと粘り強い交渉をして戴きたいと望みます。

他の交渉項目とのバスター等の理由によって、従前のわが国法制度のもとで確保されている権利者と利用者の保護のバランスを実質的に崩すような制度改正を要する合意を迫られる場合には、慎重な対応をお願いいたします。

尚、遺伝資源とそれに関連する伝統的知識に関する諸問題については、経済連携協定交渉においては慎重な対応をお願いします。

(2) 経済連携協定交渉における模倣品・海賊版対策について

知的財産の保護が適切に行われ、模倣品・海賊版対策を強化していくためには、当該国



における知的財産制度の整備が非常に重要であると考えます。

TPP 協定交渉の大筋合意に至ったことから、自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) 等も含め、具体的な動きの加速を求めていくべきと考えます。

具体的には、FTA、EPA 等の二国間・多国間協定を通して、また、TPP 協定の大筋合意内容を踏まえ、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、知的財産制度の整備と実効的な法執行の確保を図るため、各国における知的財産制度の整備と、法執行のための制度、機関等の整備のため、我が国からも人材の派遣を継続、強化し、積極的に協力すべきと考えます。

(3) 途上国への技術移転に関する支援について

当協会が、WIPO に提案した環境技術移転メカニズムが WIPO GREEN として既にアナウンスされています。このメカニズムは環境技術の途上国への移転を促進して、途上国の発展に貢献するとともに、日本企業のもつ知的財産を海外で使用してもらって、日本企業のグローバルなビジネス展開に寄与するものです。

日本企業の新興市場への特許出願は多くはなく、特許ライセンスのみであると多くは期待できないのですが、このメカニズムはノウハウや役務提供などを包括的に含むもので、総合的知的財産ライセンスプログラムといえます。そのため将来において研究開発の得意な日本企業がその知的財産を利用しての海外から収益を獲得するビジネスモデルになりうるものです。

WIPO GREEN の日本企業の積極的な利用を図るべく、貴局のご理解と、この仕組みのなかで収集してきた途上国の具体的なニーズ情報を活用した、日本企業のビジネス展開支援プロジェクト等への各関係省庁のご支援をお願いします。

(4) 意匠関係 ASEAN 諸国への審査支援などについて

ASEAN 地区等への知的財産制度、体制に関する支援について、安定的な権利登録のための審査が成されるためには、審査官の増強や、審査のためのデータベース整備などの支援を以てしても、高度なレベルを達成するまでにある程度時間がかかるものと考えます。そこで、日本特許庁の高品質な審査結果 (参考公知文献含む) の活用について、ご検討をお願いしたいと考えます。

ASEAN、中東、インド、トルコ、ブラジル、アフリカ (以下、当該国) については、日本企業のビジネスが活発化しておりますところ、当該国では最初に商標模倣から始まり、意匠模倣、技術模倣という順に模倣の態様が進む傾向にあります。これを考えると、商標・意匠分野についても、①我が国との親和性の高い審査基準、審査手法の確立 (研修、審査基準・品質管理マニュアル作成のための協力)、②出願等手続の簡素化、③知財検索データベースの充実化への支援等を通じ、当該国において適切で迅速な権利付与が可能となるよう、人的派遣や EPA 協定等の交渉時におけるご提案などによるご支援に一層注力頂きたい



よろしくお願ひいたします。

(5) 商標関係 TPP 批准に向けた法整備、ASEAN 地区等への体制支援について

TPP の内容を受けた損害賠償制度の検討に際しては、国内法が長年定着し、安定的に運用等されてきた事実を十分に考慮し、TPP 加盟に伴い法改正の義務がある範囲を明確化したうえで、慎重な制度改正検討をお願い致します。

知財戦略本部では、TPP 協定の締結に必要な国内実施のため、知的財産分野において、「商標の不正使用により生じた損害を賠償するための法定の損害賠償又は追加的損害賠償に係る制度整備」等を原則協定の発効とあわせて実施されるよう、早急に検討を行い、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずる、とされています。

権利者に対して十分な賠償を行うべきという考え方は支持致しますが、日本においては現在の賠償制度が長年にわたって定着しており、損害の程度に関わらず一律に高額な賠償額を法定賠償額として定めることや、懲罰的損害賠償の制度を新規創設には慎重になるべきではないかと考えています。

日本国商標法 38 条は、権利者が実際の損害額を立証せずとも一定額の賠償を受けられるようにしたものであり、TPP の義務を満たしているとも考えることはできるのではないのでしょうか。改正ありきで外国法の考え方を取り入れた制度の導入を検討するのではなく、導入の必要性の有無から検討頂いたうえで、これまでの日本の法制度を尊重した法整備に取り組むべきと考えます。

なお、法整備にあたっては、政府の文書における商標の「不正使用(*1)」の指す行為が日本の商標法におけるどのような行為を指すのか、侵害全般なのか、いわゆる模倣品・偽造品なのか、等対象行為を明確にしていきたいと考えます。言葉の定義を早急に明確にし、関係者の認識を合わせた上で法整備に取り掛からなければ各々が異なる行為を想定したすれ違いの議論となるおそれがあると考えます。

注>(*1)知財戦略本部等政府が発行する文書において、「商標の不正使用」という文言が使用されていますが、日本においては「不正使用」は、実務上、商標法 51 条、53 条等で規定される取消対象行為を指すのが一般的です。また、今回の検討対象が侵害全般を指すのか TPP 原文にある「trademark counterfeiting」(Article 18)、直訳すると「偽造」「偽物」「模倣」のような故意に他者の商標権にかかる製品をデットコピーしたものを対象とするのかによっても考えが異なってくるものと思われまます。

(6) 著作権関係 TPP 批准に向けた法整備、国境を越えた侵害行為への対応について

法整備に関し、TPP 交渉の合意に伴い、著作権法関連条項の国内法制化が予定されておりますが、当協会の意見は、文化審議会法制・基本問題小委員会のヒアリング(2015 年 11 月 4 日)において述べたとおりであり、特に、技術的手段の回避行為や回避装置の製造等に対する規制については、これまでのわが国における議論の蓄積を踏まえた慎重な対応



をお願いいたします。

また、TPPにおける知的財産権条項は、権利保護とその例外の均衡を図ることで、情報、知識、文化の普及を図ることを目的としたものと解されますので、一連の法改正等に伴って権利保護強化の側面ばかりが強調され、社会にとって有益な創作、利用行為や技術開発等に過度な萎縮が生じるようなことがないように、著作権法関連条項の本来の趣旨を広く世の中に周知していただくようお願いいたします。

なお、国際的な制度調和を目指す、というTPPの趣旨に鑑み、保護と利用の両方の側面から、わが国と他の協定締結国との間でバランスを失うことがないように、国内法制化の時期や内容面における配慮を行っていただくとともに、他の協定締結国における早期の法整備に向けた働きかけ等も行っていただければ幸いです。

また、国境を越えた侵害行為に関し、「知的財産戦略本部次世代システム検討委員会」において、「国境を越えるインターネット上の知財侵害への対応」として、「アクセス遮断」が「参考となり得る対応策」の一つとして挙げられています。

しかし、このような手段は、通信の秘密との関係で常に緊張関係をはらんでおり、他に方法がない場合の例外的手段として、慎重に検討されるべきものと考えます。権利者の負担を軽減しつつ、海外のサイトに対するエンフォースメントを実効的に行うための方策は、他にも考えられるはずですので、まずそちらを優先的に検討していただくようお願いいたします。

(7) 営業秘密保護関係の経済連携交渉での国際的な強化について

国境を越えた営業秘密流出事例が少なくない状況下、グローバル経済の進展に伴ったオープン・クローズ戦略を実践するためには、国内における営業秘密の保護のみならず、国際的に適切な保護を受けられることが期待されます。については、TPP協定の大筋合意をその契機として、自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等の二国間・多国間協定を通して、TRIPs協定で義務化された規律レベルを一段高いレベルに引き上げていくべきと考えます。

6. 知財人材の戦略的な育成・活用

知財推進計画2015の知財人材の育成に関し、採用されている項目は、コンテンツ作成に係る人材育成が多くあります。しかし、知財を取扱う人材としては圧倒的に産業知財4法及び著作権に関わる人材が多く、また、中国など知財の数及び知財係争の急増に対応できるような知財人材育成は急務です。そのために、以下を提案させていただきます。

(1) 前述のとおり「日本の知財法曹人の知財司法能力を高めること」に関しては、各種研修、シンポジウムなどの企画や支援をいただきたくお願いします。

(2) 知財人材育成の国家的全体体制の指導、支援について



人材育成は地道に且つ明確な目標をもって行うべきものであり、一朝一夕には効果が得られるものではないと思料いたします。現在、民間・既存機関で実施されている人材育成については継続的にこれらの育成機関の主体性に任せ、民間・既存機関では対応不可である中小企業や裾野（小中高大学）の人材育成については、大学を含む国・（独）工業所有権情報・研修館、地方公共団体において積極的に推進できるように資金支援などの支援策を十分検討してご対応いただきたいと思います。

（３）グローバル知財人材の民間での育成活動への支援について

世界で活躍できる知財人材は、単に語学力だけの問題ではなく、各国・地域の知的財産制度を理解したうえで、そのエリアの文化、思想、人間性などの地域特異性を把握し尊重するという国際感覚を醸成しつつ、洞察力をもって日本の知財人として適切な意見発信ができる人材であることが大切であろうと考えます。また、日本企業にとっては、各企業が各国の制度の下でグローバルにビジネスをするにあたり、各国の知財制度、運用知識を知った上で、自己の知財、或いは、他者の知財に対してしっかり見極め且つスピードアップして自己ビジネスに適切に応用や渉外の対応ができ、これを以って適切に知財のマネジメントを実行するような人材であると考えます。

こうした人材を育成するためには、海外の著名知財法曹人、著名学者、経営者やビジネス学者などを招聘、或いは、直接出向いての教育などが有益であり、これらに対して国が資金支援、情報提供支援、海外における係争情報の情報収集と研究分析支援、海外への知財教育の派遣支援などを行うというような多数の支援策が存在するものと思料します

（４）経営者への知財啓蒙について

海外展開に限らず、中小企業を支える金融機関なども含めた中長期的な知財啓蒙の取り組みは重要であると考えます。問題が起きてからでは費用や時間が増大する傾向があり、実質的な損害回復を困難にするという指摘は経験にも一致しているところであることから、予防的な取り組みが非常に重要である点に配慮いただきたい。

何より、啓蒙すべきは中小企業の経営者自体であり、知財の認識を深めて、問題が起きてからでは手遅れになることを十分に理解していただく必要があります。知財の存在によってビジネス展開に影響を受けた事例、自社の知財の存在によって経営難を乗り越えた事例などを収集し紹介して、中小企業の経営者の知財の認識を深める方策を展開してゆくことが大切であると考えます。

Ⅱ. 新たに盛り込むべき政策事項

1. 商標関係 アンブッシュマーケティング行為の抑止・排除体制の強化

2020年に開催される東京オリンピックへの注目度の高まりに伴い、正当な権利者に無断でオリンピック関連の知的財産権の効力に乗せ、不正に利益を得る行為（いわゆるアンブッシュマーケティング）も益々増加することが予見されます。



日本の知的財産保護が制度・運用ともに充実していること及び不公正な競争行為を適正に排除する健全な市場があることを国内外にアピールし、開催国としての責任を全うするため、アンブッシュマーケティングを抑止し、適正に排除する枠組みを早急に検討し、構築していただきたい。

オリンピック主催者等の承認を得ずにオリンピックとの商業上の関連性を作出したり、販売促進に繋がるような露出を試みたりする行為、オリンピックに寄せられる高い関心やオリンピックの話題性を利用するマーケティング行為はアンブッシュマーケティングといわれ、近年のオリンピック開催国では開催前に立法等により、抑止・排除の仕組みづくりが検討され、十分な手当てがなされています(*1)。

オリンピックは国際的な注目を集める世界的イベントであり、日本における知的財産の保護の実態が国内外から評価される機会でもあることを考慮すれば、わが国も既存の法体系では実効性が十分ではない分野については知財戦略の一環として早急に手当てすべきだと考えます。

残念ながら、現行の知的財産法の枠組みではこのような行為を適正に取り締まることができない可能性が高いと解されます(*2)。

また、オリンピックのみならずスポーツイベントに関連する知的財産を通じた収益モデル（スポンサー料、ライセンス収入等）はいまやビジネスとして確立されています。正当な権利者に無断でオリンピック関連の知的財産権の効力に便乗する「フリーライド行為」を排除し、公正な競争を保護・促進するビジネス環境を整備する対策を講じることは、日本市場の評価にも繋がる重要な措置となると考えます。

日本が国際的な信用を維持し、オリンピック開催国としての責任を全うするためにもアンブッシュマーケティング行為を適正に取り締まり、オリンピックに関する知的財産権の保護を真に実効せしめるルールの創設を期待いたします。

(*1)英国ではロンドンオリンピック(2012年)に際し、既存の知的財産法の枠組みでは排除できない行為を取り締まる目的で、アンブッシュマーケティングの概念を法律に盛り込んでいます。また、オリンピックと関係があると公衆に認識させるおそれのある表示を禁止しました。ブラジルではリオオリンピック(2016年)に際し、商業・非商業利用を問わず、大会組織委員会またはIOCの事前の明確な承諾のない使用すべてを禁止し、既存の知的財産法で取り締まることができないアンブッシュマーケティング行為を違法とする措置を採りました。ガイドライン等だけでは実効性が担保できないため、特別な時限立法を設置する場合が増えています。

(*2) 現行の日本国商標法ではIOC等著名な標章は登録を禁止し(4条)、オリンピックに関する登録商標を正当な権原なく使用することを禁止しています(36,37条)が、あくまで商



品・役務との関係で商標を登録し、使用する行為を禁止するに留まり、オリンピックのイメージに便乗し、オリンピックとの関連性を作出することによりあたかもオリンピックと関連すると公衆を誤認させるような行為や非商業的使用は禁止することができないと解されます。

また、不正競争防止法において、指定国際機関の標章の商業上の使用禁止(17条)、スポーツ団体やイベントの周知・著名な名称、ロゴ、キャラクターの商標的使用禁止(2条)等の規定はあるものの、商標法と同様、アンブッシュマーケティングまでも排除できる規定とはなっていません。

2. 医薬分野に関する特許法整備について

(1) 再生医療を含む治療方法の知財保護整備について

近年、再生医療、個別化医療等の先端医療の登場により、医療と産業との距離が縮まっております。一方、現在、「医療行為は産業ではない」とされており、医療行為を物の発明として権利化する必要性があることから、医療行為であり治療方法等の発明として本来保護されるべき発明が、その本質から離れた形での特許となる等の弊害が生じております。今後、これらの先端医療におけるイノベーションを加速させるためには、法文上も医療行為を一産業として規定されるべきと考えます。具体的には、医師の免責を認めた上で、特許法第29条の「産業上利用することのできる発明」の「産業」に、医療産業を含めることの検討などが考えられます。現在、日本医療研究開発機構（AMED）をはじめとしてiPS細胞等を用いた再生医療の基礎から臨床までの研究を加速させるプロジェクトが進められていますが、医療行為を特許対象とすることにより、企業の参画が活発化することが考えられます。その結果、先端医療の実用化・普及化が進み、国民が先端医療を享受できることとなります。

(2) 医薬関連特許の特許期間延長制度の見直しについて

最高裁判決（平成26(行ヒ)356）を受けて特許庁において特許期間延長制度の見直しが図られているところ、来年度は法改正に向けての活動を視野に入れて特許期間延長に関して適切な法制度整備を推進していくことを要望します。

3. 生物多様性条約に関する体制整備について

2010年に開催され作成された生物多様性条約に関する名古屋議定書に関し日本の生物資源に関する管理の体制、法整備が環境省、経済産業省など関係省庁において検討されています。

本条約に関する当協会会員への調査によれば、本条約は、直接的に関係していると言わ



れる医薬、食料の分野のみならず、生化学物質は略全ての産業分野で利用しているにも関わらず条約を十分知らない企業が大半であること、また、各分野では、国内の材料よりむしろ海外の材料を多く研究開発の材料として使用していることが判明しています。すなわち、この条約の批准及びその体制如何は我が国の産業に大いに影響を及ぼすという認識であります。

一方で、この分野で当協会会員が海外で知財を取得するに際して、本条約の批准国より知財の取得に関して圧力がかかり、ケースによっては特許出願公開の情報から現地で不買運動が起こったり、条約違反などという現地弁護士の見解で権利化断念を余儀なくされたりするなど、国内よりむしろ海外での国内産業のビジネスあるいは知財保護に問題が生じています。

特に、こうした問題が生じている国は、日本語、英語以外の言語を使用する国が多く、日本企業にとってみると現地の生物資源活用に必要な現地の法制度や体制、その研究から生まれる知財の保護に係る手続きの情報が極めて不足しています。

特許制度は属地主義であり各国が施行する法制度に関しては各国依存で、調和は経済連携交渉で図るところ、この条約の採用に関しては反対意見を持つ先進国も多いので、今後の交渉で将来的には一律の法体系とする方向ではありますが、時間を要すものと推察します。

しかし、現時点においては国内で既に発生している関係する知財についての海外での権利化という場面に対して何らの国内の仕組みが存在しません。研究開発のための相談窓口や、権利化の手助けになるよう、各国における生物多様性に関する知財に関する制度の詳細情報の収集、収集情報を日本企業に簡単に理解可能にするような公開 DB の整備が必要です。

こうした国内体制の整備をお願いします。

因みに、国内の法整備においては生物多様性条約の遵守と特許制度を関連づけることは慎重であるべきであり、例えば生物多様性条約の遵守と特許無効事由を関連づけるようなルール化には、従来特許制度の根幹を揺るがす深刻な影響が予想され、反対いたします。

以上

連絡先

一般社団法人 日本知的財産協会

事務局長 西尾信彦

電話: (03)5205-3432

E-Mail: nishio@jipa.or.jp

